

2025年3月3日

## 令和7年岩手県大船渡市における大規模火災により 被災されたお客さまに係る託送料金等の特別措置について

令和7年岩手県大船渡市における大規模火災により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大規模火災に伴う被害により、災害救助法が適用された地域<sup>\*1</sup>において、被災されたお客さまへ電気を供給している小売電気事業者さま等からお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、2025年2月27日付で経済産業大臣宛に認可・承認申請を行い、本日、認可・承認されました。

### 記

#### 【災害救助法が適用された地域】

(3月2日時点：岩手県1市町村)

岩手県：大船渡市

#### 【小売電気事業者さま等】

##### 1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延伸

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2025年1月（支払期日が2025年2月26日以降となるものに限り）、2月、3月および4月分の料金算定日を各々1カ月間延長いたします。

##### 2. 不使用月の接続送電サービス料金等の免除<sup>\*2</sup>

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金（不使用料金<sup>\*3</sup>）は申し受けません。

##### 3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金<sup>\*4</sup>の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、被災時から全く電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに2025年8月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

##### 4. 再建等に係る臨時工事費<sup>\*5</sup>の免除

小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2025年8月末日までに臨時接続送電サービスの使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金は、2025年8月末日まで申し受けません。
6. 小売電気事業者さま等から供給を受けている被災されたお客さまに関して、再建等のため、2025年8月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料<sup>※6</sup>は申し受けません。

【発電事業者さま等】

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日<sup>※7</sup>の延伸  
被災された発電者さまの2025年1月（支払期日が2025年2月26日以降となるものに限ります）、2月、3月および4月分の系統連系受電サービス料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。
2. 不使用月の系統連系受電サービス料金の免除<sup>※8</sup>  
被災された発電者さまが、被災時から全く発電または放電されない場合には、被災日が属する月分の翌月から6カ月間に限り、系統連系受電サービス料金（不使用料金）は申し受けません。
3. 災害のため発電設備が復旧までに一時運転不能となった場合は、その運転不能設備相当分の系統連系受電サービス料金の基本料金は、2025年8月末日まで申し受けません。

【当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま】

1. 電気料金の支払期日<sup>※9</sup>の延伸  
被災されたお客さまの2025年1月（支払期日が2025年2月26日以降となるものに限ります）、2月、3月および4月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長いたします。
2. 不使用月の電気料金の免除  
被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金）は申し受けません。
3. 不使用地点における再建等に係る工事費負担金の免除  
被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用せず、一時的に契約を廃止し、被災前の契約電力をこえずに2025年8月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。
4. 再建等に係る臨時工事費の免除  
被災されたお客さまが、再建等のため、2025年8月末日までに契約期間が1年未満の電気の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

5. 被災されたお客さまの電気設備が一時使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年8月末日まで申し受けません。

6. 被災されたお客さまが、再建等のため、2025年8月末日までに引込線、計量器およびその付属装置等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、この大雪による災害が激甚災害として指定された場合は、当該激甚災害の対象地域を含みます。

※2、8)

不使用月における料金の免除は2025年3月31日までとし、2025年4月1日以降は、不使用日1日あたり4パーセントの割引を適用いたします。

※3) 不使用料金は、基本料金の半額。

※4、5、6)

工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまよりご負担いただくものをいいます。

※7) 系統連系受電サービス料金の支払期日は、料金算定日の翌日から30日目をいいます。

※9) 電気料金の支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

#### ■小売電気事業者さま等および発電事業者さま等からのお問い合わせ先

詳細につきましては、当社ネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークサービスセンター TEL. 0570-783-501

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から12時、午後1時から午後5時まで

#### ■当社と電気最終保障供給約款のご契約をいただいているお客さま

詳細につきましては、ネットワークコールセンターへお問い合わせいただくか、お近くの当社事業所窓口までお越しください。

《お問い合わせ窓口》

ネットワークコールセンター TEL. 0120-175-377

【受付時間】

平日（祝日・土曜・日曜除く）：午前9時から午後5時まで

以 上